



AU 通信

「戦争は心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならぬ」

Re・Birth！ 平和の鐘と共に 芦屋ユネスコ協会、再発足

2000年度芦屋ユネスコ協会の総会開催

8月31日、芦屋ユネスコ協会総会が開催され、再び活動を開始しました。1947年に発足した歴史ある芦屋ユネスコ協会は、芦屋市婦人会、日赤奉仕団などの全面的なバックアップを受け、芦屋市教育委員会と協力して活動を続けてきました。しかし1995年の阪神淡路大震災以降、その復興に追われ、「芦屋unescoレディス・セミナー」以外の活動は小休止を余儀なくされていたのです。21世紀を迎えるにあたって、本来の活動の趣旨を再確認し、あらためて芦屋在住のみなさまにユネスコへの理解と認識を深めていただき、活動へ活発に参加していただくよう、わたしたちの広報紙を発刊しました。芦屋ユネスコ協会へのみなさまの積極的なご参加をお待ちしています。

広瀬会長挨拶

芦屋ならではのユネスコ活動を目指して

芦屋ユネスコ協会再発足の記念総会に多数ご出席いただき、ありがとうございます。芦屋ユネスコ協会は、昭和23年に発足した歴史の古い協会です。当時、その活動は活発に行われ、日本のユネスコ協会のなかでも輝いた存在でした。しかしメンバーの激減、高齢化に加えて、あの阪神淡路大震災に見舞われ、レディス・セミナー以外はやむを得ず、休止となっていました。そしてようやく、関係機関の強力なバックアップと、準備委員の熱意で、今日をむかえることができました。また元会員をはじめ、新規の方のご参加を得て、現在135人の会員を数えることができます。本当にありがとうございました。



事務局 〒659-8501芦屋市精道町7-6
芦屋市教育委員会事務局生涯学習課内
TEL0797-38-2091
FAX0797-38-2089
ホームページアドレス
<http://www.unesco.or.jp/ashiya/>
Eメール : ashiya@unesco.or.jp
発行 芦屋ユネスコ協会
会長 広瀬 忠子



2000年の今年は、国連の「平和の文化国際年」と宣言されています。ユネスコ憲章に「戦争は心の中で生まれるものであって、人の心の中に平和のとりでを築かなければならぬ」とあります。ユネスコ設立の基本理念を今年度はアピールするために、平和の鐘を鳴らそう、という運動が行われています。今日は芦屋川に鐘の音が流れ、私たちの平和への願いが天に届いたのではないでしょうか。

さてユネスコは、国際連合のなかの教育・科学・文化の分野を通して世界の平和と人類共通の福祉を実現するための専門機関のひとつです。地球上に古くから人がつくった有形・無形の遺産を守り、失われつつあるすばらしい自然を保存し、字を知らない10億人のために識字教育を行うことなど、ユネスコ活動を通じてこれらを次の世代に引き継ぐのが、私たちの使命です。芦屋ユネスコ協会としての支援はもとより、美しい自然に恵まれ、文化人の多い芦屋ならではの独自の文化を発信したいと思っています。どうぞみなさまのご協力をいただきますよう、お願いします。

会則が決まりました

芦屋ユネスコ協会では会則を決定し、役員選出、2000年度の事業計画、予算などが議題として検討され、以下のように決まりました。

■ 芦屋ユネスコ協会会則

名称及び事務局

第1条 本会は芦屋ユネスコ協会を称し、事務局を芦屋市教育委員会生涯学習課内に置く。

目的

第2条 本会はユネスコ憲章に基づき、教育、科学、文化を通じて国際理解と世界平和に貢献し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う

- ①国際親善と国際理解のための活動
- ②ユネスコに関する理解とその普及のための講演会、映画会、展示会等開催
- ③関係団体との連絡及び協力
- ④その他本会目的達成に必要な事業

会員

第4条 本会は、本会の目的に賛同し理事会の推薦によって入会した普通会員、維持会員、特別会員、学生会員及び団体会員、ならびに名誉会員をもって組織する。

第5条 会員はそれぞれ規定の会費を納めるものとする。

2 会費の額は別途定める。

役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- ①会長 1人
- ②副会長 若干名
- ③常任理事 若干名
- ④理事 若干名
- ⑤会計 2人
- ⑥事務局長 1人
- ⑦事務局次長 1人
- ⑧監査委員 2人

役員の選出

第7条 役員の選出方法及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ①会長、副会長、常任理事、理事、会計及び事務局長、事務局次長は理事会で選出し、総会で承認する。
- ②監査委員は、総会において選出する。
- ③役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠によって選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

行つてみよう、見てみよう、参加しよう

役員の任務

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- ①会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- ②副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- ③常任理事は、理事会議決に基づき、会務の執行に当たる。
- ④理事は、理事会を構成し、会務に参画する。
- ⑤会計は、会計事務を行う。
- ⑥事務局長・事務局次長は、会長の命を受け本会の会務を行う。
- ⑦監査委員は、会計を監査する。

顧問及び相談役

第9条 本会に理事会の議決を経て顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

会議

第10条 本会の会議は、総会・理事会及び常任理事会とする。

総会

第11条 総会は、毎年1回会長が招集して開催する。会長が必要と認めたときは、臨時に召集することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議決定承認する。

- ①予算及び事業計画
- ②決算及び事業報告
- ③役員の承認及び選出
- ④会則の変更
- ⑤その他本会運営に関する事項

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否半数の場合は議長の決するところとする。

理事会

第12条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事及び事務局長・事務局次長をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要に応じてこれを招集する。ただし常任理事、理事の過半数の要請があるときは会長はこれを招集しなければならない。

3 理事会の議長は会長がこれを当たる。

4 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議承認する。

- ①総会に付議すべき事項
- ②総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③その他総会の議決を要しない会議の執行に関する事項

5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

常任理事会

第13条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び事務局長、事務局次長をもって構成する。

2 常任理事会は、会長が必要に応じて招集する。

3 常任理事会において審議・決定した事項は、理事会に報告してその承認を得なければならない。

問合せは、芦屋ユネスコ協会事務局 0797-38-2091まで

第23回阪神間ユネスコ協会連絡会合同事業

ユネスコ世界遺産としての姫路城

本年は芦屋ユネスコ協会が担当。お誘い合せの上、ぜひご参加を！

日時：10月10日(火)14:00～16:30

会場：ラボルテ・ホール (JR芦屋駅前 ラボルテ本館3階)

講師：城郭・歴史研究家 菅原 美文氏

参加費：無料

主催：阪神間ユネスコ協会連絡会（尼崎・伊丹・川西・神戸・三田・宝塚・西宮・芦屋各ユネスコ協会）

後援：尼崎市・川西市・神戸市・三田市・宝塚市・西宮市・芦屋市各教育委員会及び伊丹市

広げよう国際交流の輪！ペタンク＆バーベキュー大会

ペタンク競技とバーベキューを通じ、海技大学校のフィリピン、インドネシア、ベトナム研修生との国際交流の輪を広げます。

日時：10月28日（土） 9:30～14:00

場所：潮見小学校グラウンド

集合：海技大学校に9:00

申込み：10月25日（月）まで 0797-35-0092山本まで

参加費：1,500円（芦屋ユネスコ協会会員としての協賛費含む）

バーベキューパーティのみの参加も大歓迎です

主催：芦屋市交流協会 協力：芦屋市ペタンク協会

協賛：芦屋市ユネスコ協会

委員会

第14条 本会に次の各号に掲げる委員会を設置する。

- ①事業委員会
- ②レディス・セミナー
- ③学生クラブ
- ④その他

会計

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、事業益金等をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

細則

第16条 本会則に関し必要な細則は、理事会で定める。

附則

本会則は、平成12年8月31日から実施する。

役員が選出されました

■ 役員選出

会長	広瀬忠子
副会長	越智清純・江藤万里子・中村峻
常任理事	山田利郎・西田元次・塙井努・山本須名美
	西本綾子・住本朋子・園田容子
理事	森隆資・久我和子・増谷公子・池西憲治・上野義治
	芦田均・三宮晶子・石本章宏・橋本修英
会計	山本須名美(兼)・増谷公子(兼)
事務局長	山田利郎(兼)
事務局次長	園田容子(兼)
監査委員	住本行範・河上せつ子
顧問	北村春江(芦屋市長)・三浦清(芦屋市教育長)
相談役	小治英男(芦屋市教育委員会社会教育部長)

GOOD WILL PARTY"へのお誘い

東南アジアの研修生約50名と日本の大学生50名による国際交流会に参加しませんか。テーマは「私たちの人生設計」です。その後、国別のショウタイムを楽しみます。

日時 : 11月25日 (土)

18:00~20:00



場所 : 海技大学校体育館

参加費 : 1,000円

申込日 : 11月24日 (金) までに 0797-35-0092 山本まで

世界遺産に興味を持ってみませんか!

異文化理解と地球環境保全の大切さを学ぶ機会として世界遺産について学びませんか。留学生が自国の世界遺産を紹介します。

第1回 「フィリピンの世界遺産、バロック式教会と生活様式」

日時 : 10月31日 (火) 18:30~20:00

話題提供者 : Mr. Rommel A SUPANGAN

Mr. DE Guzman Roben NAVARRO

第2回 「セイシェルの世界遺産、アルダプラ環礁と生活様式」

日時 : 11月21日 (火) 18:30~20:00

話題提供者 : Mr.Jean-Paul,Charles MARIE

■ 今年度の予定

	全体	事業委員会	レディス・セミナー	学生クラブ
9月	第1回理事会 (9/11)		「地球大破局を考える」 倉光弘巳氏 (9/19)	打ち合せ会議
10月	広報紙VOL1 阪神間ユネスコ 協会連絡会合同 事業 (10/10)	第1回 事業委員会 (10/10)	講演会 岡元昇氏 (10/17)	「広げよう国際交流の輪」(10/28) 「フィリピンの世界遺産」(10/31)
11月		定例会	講演会 (11/21)	「セイシェルの世界遺産」(11/21)
12月	第2回理事会	講演会「ユネスコ精神と国連」(仮称)		「マラウイの世界遺産」(12/5)
2001年 1月	広報紙VOL2	第2回 事業委員会	講演会 (1/16)	学生クラブ 新年会
2月			講演会 (2/20)	講演会
3月	第3回理事会	定例会	講演会 (3/20)	講演会

■ 2001年度8月までの予定

	広報紙VOL 3	世界遺産姫路城 見学会 (4/6)	講演会 (4/17)	学生クラブ 戦略会議
5月			講演会 (5/15)	
6月	第4回理事会	第3回 事業委員会	講演会 (6/19)	会員のための パソコン教室
7月	広報紙VOL 4	定例会	講演会 (7/17)	会員のための パソコン教室
8月	総会	総会 記念講演会		総会準備

第3回 「マラウイの世界遺産、マラウイ湖国立公園と生活様式」

日時 : 12月5日 (火) 18:30~20:00

話題提供者 : Mr.Lawrence CHISENGA

Mr.Lloyd Willy Saidi BANDA

いずれも開催場所 : 芦屋市国際交流協会 (ラ・モール芦屋 2F)

TEL: 0797-34-6340, FAX: 0797-34-6341

参加費 : 1,000円

* 当日は通訳が付きります

申込み方法 : 芦屋ユネスコ協会又は芦屋市国際交流協会まで

芦屋ユネスコ協会と芦屋市国際交流協会の共同開催

各事業で参加者を募集。積極的に活動を！

協会では、事業委員会、レディス・セミナー、学生クラブ、事務局でそれぞれ活動を行います。積極的なご参加をお待ちします。

■事業委員会

定例会、部会、平和の文化国際年活動の一環としての署名運動部会、書き損じ官製葉書部会(世界寺子屋運動)、親睦会部会、協会活動活性化部会、会員拡大部会、ユネスコ精神啓蒙部会が設置されています。各部会では、委員および参加者を募集しています。

■レディス・セミナー

従来通り、レディス・セミナーによる国際文化教養セミナーと婦人文化向上に関する活動を継続しています。ぜひセミナーにご参加ください。

(毎月第3火曜日、ただし8月、12月は休会)

■学生クラブ

インターネットホームページの開設による情報交換活動と、留学生出身国の世界遺産の紹介などを通して、国際交流と世界遺産保護・環境保全を啓蒙していく活動を行っていきます。委員および参加者をお待ちしています。

■事務局

日本ユネスコ協会連盟をはじめ関係者団体との連携を強化し、芦屋ユネスコ協会の事務や会員との通信業務、会員管理などを行います。また広報誌を発行し、会員の理解と連帯の絆を深めて行く予定です。現在、委員を募集中です。

ユネスコQ&A

Q.ユネスコとユニセフはどう違うんですか？

A.ユネスコとは1946年にスタートした国際連合教育科学文化機関のことです。United Nations(国連)Educational(教育の)、Scientific(科学の)and Cultural(文化の)、Organization(機関)で、それぞれの頭文字をとってUNESCOとなります。ユネスコは、教育・科学・文化・コミュニケーションの分野で平和を探し求めることが、活動の目的です。その活動は、教育の分野では、無知をとりのぞき、より良い生活ができるように識字教育を行っています。科学の分野では、砂漠の開発、海洋資源の開発、太陽エネルギーの利用など、人々の生活をうるおすための開発研究援助に力を注いでいます。文化の分野では、異なる文化の性格や特質を認め合うことを目的に、世界各国の文学や思想文献の翻訳計画をすすめ、世界遺産については人類の共有財産としてその保存に努めています。

一方、ユニセフの正式名称は、United Nations Children's Fund(国際連合児童基金)ですが、発足当時はInternational(国際)のIとEmergency(緊急)のEが名称に入っていて、UNICEFと呼ばれ、今もその略称が使われています。ユニセフは、戦争や民族紛争・自然災害などで家や家族を失い、悲惨な状況に置かれている子どもたちに、食料や衣料、薬などを届ける活動をしています。

& More . . .

伊丹市平和都市推進協議会10周年記念事業

「ヴァイオリンコンサート～音楽が平和のためにできること」
ユネスコ平和芸術家 二村英仁

10月27日(金) 18:30開場 19:00開演 伊丹アイフ オニックホール
入場無料(ただし整理券が必要)

私のユネスコ活動(1)

行ってきました、屋久島に T.H



ユネスコの世界文化遺産を訪ねる旅が、ちょっとしたブームにです。私も一度は自然遺産を訪ねたいと思っていましたが、ついに念願の屋久島に行くことができました。林 芙美子が小説「浮雲」で、「屋久島には月に35日雨が降る」と書いていた通り、雨の多いところでした。朝、快晴だと思っていても、さあーと雨が降り、大きな太い虹が空にかかり、自然を身近に感じることができます。樹齢1,000年を越えた荘厳な屋久杉、映画「もののけ姫」の舞台となった一面、苔でおおわれた緑深い森、屋久猿や屋久鹿が自由にかけまわる森林など「自然にはかなわない」と、その偉大さに心を打たされました。川の美味しい水を何の躊躇もなく、手ですくって飲める環境や、鹿の鳴く声で目覚める夜明けなど、忘れていた五感も徐々に蘇っていくようでした。標高の高さから「海上アルプス」と呼ばれ、植物学上の貴重な分布以上に、人が生物としての原点に立ち戻れるこの島を大切に、大切に守っていかなければと思います。

*このコーナーではあなたのユネスコ活動に関する投稿をお待ちしています。400字程度の原稿をEメールかファックス、郵送などでお送りください。ユネスコ川柳や俳句も募集中です。

芦屋ユネスコ協会 会員募集

世界中の人たちがみんな手をつないで、教育、科学、文化の交流発展に努めている姿を見つめながら、市民ユネスコ運動を地道に続けている芦屋ユネスコ協会にご参加ください。また趣旨にご賛同いただける方を、ぜひお誘いください。世界平和に貢献できるユネスコ活動へ、一人でも多くの皆さんに参加していただくことを望んでいます。

年会費

普通会員 3,000円

維持会員 5,000円

特別会員(1口) 10,000円

学生会員 2,000円

団体会員(1口) 20,000円

お問い合わせは事務局 0797-38-2091まで

編集後記 再発足を期してがんばります。ぜひ積極的なご参加を! (T.Y) 余り焦らないで、大変ならばみんなに声をかけて作りましょう (T.N) みなさんと一緒にがんばります (S.Y) やっとこれから活動本番です。みなさんご協力を! (Y.S) ご意見お待ちしています (T.H) 多くの人に支持されるAU通信にしたいですね (R.O)